

地名「徳山」の一考察

会員 小川宣

一、はじめに

1、徳山改称の日を「徳山の日」に
今年二〇〇〇年は、一六五〇年に初代就隆が下松から野上に移り、地名を徳山と改めて三五〇年になる。幕府の許可が出たのは、同年九月二八日なので、この日を「徳山の日」にしてはどうか。
徳山のカレンダーを作成して、「徳山デー」を設けてはどうだろう。

このことは、「岐阜」の命名者が織田信長だとされていることに類似している。信長が命名する以前に、既に岐阜という地名はあったという説も有力だという。しかし、公式に命名したのは信長だとされている。

一方、徳山においても、以前から徳山という地名があつたとされているが、幕府から公認されたのは、就隆の届出が最初である。

3、これまでの説

2、地名「徳山」の命名者は、初代藩主毛利就隆江戸時代の著書『徳山府記』に、「初代就隆が、慶

安三年（一六五〇）に地名を野上から徳山に改めた」とが明記されている。

- (1) 当時の野上の名刹興元寺の山号「万徳山」に由来する。
- (2) 当時の阿波の徳島と備前の岡山にあやかって、それぞれの一字を組み合わせた美称として「徳

山」とした。

(3) 当時の時鐘の鐘銘に「徳、山の如し」とあることによる。

右説は、古書に記されているが、何れも定かでないと付記されている。

4、「徳山府記」について

『徳山府記』は徳山に藩政府が創設されてから五年後の一七〇五年に、徳山藩主長沼玄珍によって刊行されたものである。その中に当時野上の地に藩政府を創設するに当たって、「詩經」の「大雅」にある「聿來胥宇（ついに来たつて宇を見る）」を引用している。

このことは実に深い意味があつて、「徳山」という地名の淵源は「詩經」に関連がありそうである。

5、藩主就隆の本意

「詩經」には、周が天下に王たるべき天命は、すでに文王の時だとされ、その徳政を称えている。就隆はおそらく、この周の建国に学んだものと思われる。即ち、徳を身につけて政治に携わるということを手本に

して、就隆自身が徳を身につけて、最適の地は野上であるとして、その名も徳山と改め、本格的な藩政整備に着手したものと思われる。

即ち、就隆は一六歳の時に都濃郡一円の三万石を分知され、下松に居を構えてから、野上に移転するまでに、実に三三年を要している。その間、就隆は文武を修め、祖先伝来の徳を身につけ、意を決して新天地野上に藩邸を定め「徳山」と改めたのは、五〇歳の分別盛りの時であった。因みに、五〇歳は天命を知るという「知命の年」である。

二、徳山の地名の由来

徳山の地名の由来については、これまで徳山市史に「興元寺の山号万徳山からとする」という説や阿波の徳島、備前の岡山をかたどる美称であるという説などあるが、明らかでない」と記されていて、徳山の地名が誕生してから三五〇年を経過した今も定説がない。

そこで、「興元寺の山号万徳山からとする」という説や

阿波の徳島、備前の岡山をかたどる美称である説」が何に掲載されているか調べてみると、『増補周防記』の一三卷中の巻五に、次のように記されている。

（由来は備前の岡山、阿波の徳島とあるが、この説信じ難し、時鐘に「徳、山の如し」とあるが、それ程意味はない。）

この『増補周防記』は、平成二年八月に河野静一氏が、山口県文書館に寄託したものだという。著者の河野通布は、静一氏の祖先で文化年間に記されたものである。

三、『徳山府記』の記述

これまで徳山の地名については、いずれにしても定かでないでの、長い間私なりに模索していくが、一七〇五年（宝永二）一二月に、徳山藩の医師・儒学者である長沼玄珍が著した『徳山府記』の記述の中に、その地名の由来を暗示していると思われる部分があるのに着目した。

『徳山府記』は、漢文調の七〇〇字で当時の徳山の様子が記されている。その中で、徳山と命名したことについて、次のように記されている。

「……長川を左にし、大路を右にす、渺海その前に漲り、高山その後を擁す……其の郷、もと野上と名づく、我大公発性君、台命を奉じて、『聿來胥宇』堞池始めて成って名を徳山と革む、時に慶安三年なり。

〔今に至つて五六六年〕……」

この大意は、徳山藩の初代就隆は、台命（父輝元・兄秀就の命令）を奉じて、祖先の美德を修めて天下をみる。御館（館邸）が始めて完成して、名を徳山と改める。

さうに、この文中の「聿來胥宇」という四文字は、中国の「詩経」から引用したもので、この四文字は千金の重みのある語句である。

「詩経」の「聿來胥宇」というのは、周の王朝が、大変な苦労を重ねた上で、ようやく岐山の麓に国を建設し、徳のある政治を行ったことを称えているもので

ある。この言葉が引用されていることは、初代就隆が周の王朝に学んで、館邸を下松から野上に移転したことを示唆しているものと思われる。

就隆は、恐らく周の王朝に倣って、後ろの山を周の

岐山に見立て、その麓で徳のある政治を行うことを願つて、地名を「野上」から「徳山」に改めたと思われる。

古来から中国では「周の文王、岐山より起り、天下を定む」といわれている。即ち、周の文王は岐山の

麓で、徳政を行つたという故事にちなんで、徳山の

「徳」は、儒教的嘉字であり、徳山の「山」は、中国

では岐山は山の雅称とされていることから、このめで

たい二字を合わせて「徳山」と定めたものと思われる。

四、『徳山府記』の著者

長沼玄珍について

長沼玄珍は、初名は道安といい、次いで常庵、更に

玄珍と称した。もと徳山藩の商賈（商人）野村氏の出で、足を病んで医師長沼氏を継ぎ、一六九九年（元禄一二二）八月に馬廻格の医師として召し出され、一〇人扶持を給せられた。

一七〇四年（宝永元）に京都に遊学し、医学のかたわら伊藤仁斎・脇東行等について文学や儒学を修め、翠宝永二年に帰藩し、元次のもとで文学にいそしだ。

一七三〇年（享保一五）八月二一日没 享年不詳

五、『徳山府記』の主要部分の読み下し

(一) 内は、筆者の補い

1、徳山の位置について

長州（山口県）の東、芸邦（広島県）の西は周防の国なり。郡に都濃あり、治に徳山あり、徳山の治たるや大県數十を領す。長川（東川）を左にし、大路を右にす。渺海その前に漲り、高山その後を擁す。

2、領地・領民の様子と藩主の善政について

遠巒（遠く連なった山）險を構て翠屏畳重（幾重に

も重なり) たり、その地は広闊 (広々として) 、その田は上々、居民富庶にして閨閣 (村人) 地を撲す。土人の官にいること清廉、男は男業を事とし女は女功を事とす。

往く者は路を譲り、耕す者は畔を譲り、恬淡 (無欲) 無為にして春台に登るが如くなる者は、太守「元次君」の、その民を教うるなり。行旅は皆悦びて、而てその路に出んことを願い、農夫は皆悦びて、その野に耕さんことを願うものは、太守のその民に仁あるなり。

3、産業の盛んなる様子と周辺の景観について

棹歌 (舟歌) 朝に唱して商舶来り、巨網を夕べ曝し

め漁舟の帰るものは、その市塵 (商店のある町) の利

を楽しめばなり。楚国生・蜀地の産、物として有らずということなし。これいわゆる陸海の地なり。

南山の尤も秀たるものは大島なり、横に海の一方に亘って、鬱として岩堀 (高く険しい) たり。松檜橡樟の材、豈雲夢の富を羨まんや。黒髪の翁葱 (草木の盛んに茂る) たる、仙島の森蔚 (草木の盛んに茂る) た

るや西南の壯觀なり。その余の島嶼羅列して兒孫に似たり。外洋は乃三十六灘なり「乃周防灘なり」。瀰漫浩汗 (広々としたさま) として西東を知らず。

4、文化の盛んな様と邪氣の祓いについて

騒人 (旅人) 遊士 (詩人) のここに來たれる、村朴 (手を叩いて喜ぶ) 呼笑して躊躇せずということなし。海に瀕は皆松なり、松間廟堂の深邃 (奥深い) なるものは熊野三山の神なり。古者へ郷に疫鬼 (疫病神) あり、官その厄を憂て、これを祧してこれを禳つ。自後、旱潦 (日照りと長雨) 疾病 (悪性伝染病) 求むることあれば必ず應ず。

5、水無川の由来について

東川下流を水無川と謂う。俗に曰く、昔郷に貪婦

(欲ばかりな女) あり、家資鉅万 (大変な財産持ち) 、仮施するところなし。又奴婢 (身分の卑しい者) の事を自らにす。郷党 (村人たち) その吝 (けち) を瞋 (いかる) 。一日、異僧 (不思議な僧侶) あり、その門に寄つて食を丐 (乞) う、貪婦は自ら無しという。

凡そ乞うところのもの皆無しという。貪婦橋下に出て

懸鶴（みすぼらしい）の衣を洗う。異僧も亦来て水を乞う。貪婦亦無しという。異僧の曰う、後來をして水なからしめん、禁呪（まじない）して去る。これより流れを断つと云々。

6、改称「徳山」について

その郷、もと野上と名づく。我が大公発性君（就隆）台命を奉じて、聿（ついに）来て宇（まどころ）を胥（み）る。堞池（城の低い堀と周囲の堀）始て成て、名を徳山と革（あらた）む。時に慶安三年（一六五〇）なり「今に至つて五六年」。

7、藩主への思慕について

四方の民、偃僕提携して居をト（選び定める）する者の幾千人。今や来たり居らんと欲する者は、これにその所を給い、これにその材を与う。嗟（ああ）太守のその親に孝ある至れりといふべし。孔子の曰う「夫れ孝は善く人の志を継ぎ、善く人の事を述べるものなり」とは、それこれを謂か。

8、発刊について

宝永二年（一七〇五）臘月（一二月）の日、命を被て、その梗概（あらすじ）を記す。氏は長沼名は食字玄珍常庵は号なり。

六、「詩經」について

中国最古の詩集、五経の一つ。各地の詩歌三千余編から、孔子が三〇五編を選定したものという。西周以来春秋時代まで、前一二世紀から前七世紀頃の詩を収める。本来樂にあわせて唱和した素朴な詩だが、樂は伝わらない。国風（諸国の民謡）・小雅・大雅（朝廷の宴会の樂歌）・頌（宗廟祭祀の樂歌）の四部からなる。

「詩經の大雅の章」の一節「聿來胥宇」の前後に、次のような記載がある。

(1) 率西水滸 至于岐下

古公亶父は、岐周の西を流れる川の辺に沿うて行き、岐山の麓に至った。

(2) 爰及姜女　聿來胥字

ある。

古公亶父は、ここにその姫妃大姜と共に、ついに岐山の麓に来て、居るべき良い土地として視て定めることになった。ここに周の國の基が定められた。

(3) 酒疆迺理　迺宣迺畝

そこで人民の居住する区画の境を定め、農耕の民のためには水利を便にするための溝を作り、農事に勤めさせ民に田を授ける。

(4) 自西徂東　周爰執事

かくて周原の民は、西から東から各人それぞれに仕事に務め励まない者はない。民は國の本であるから、民事を先にして、然る後に君の事に及ぶのである。

(5) 酒立冢土　戎醜攸行

そこでもまた大地を神として祭る大社を立てて

国土の鎮めとする。一旦事あつて軍を出す時に、兵衆が此處に於いて軍勢を整えて出陣するので

「その地は、広々として、その田は上々……農夫は皆悦びて、その野に耕さんことを願うもの

七、藩祖就隆が、周の王室を

参考にしたと思われる点

1、周の王室は、岐山の麓に来てみると、広々とした高原がつづき土地は肥えて草木も繁っている。この地に居ることとし、人民の居住する区画を定め、農耕の民の便をはかった。

就隆が移転先と定めた野上村について、『有故雜文』に次のように記されている。

「同国北にある野上村には、屋敷構えがあつて、西の方には堀を掘って土手を築き、東北の方は片岸なので、その上に堀をつくり、南の方は土手を築いて塙・門を建てている。」

また『徳山府記』には、次のように記されてい

る。

は、太守のその民に仁あるなり。」

2、周原の民は、西から東から集まり、各人それぞれ仕事に励まないものはない。民は国の本であるから、民事を先にして、かかる後に君のことに及んだ。

『徳山府記』には、次のように記されている。

「四方の民、偏僕提携して居をトする者の幾千人。今や来たり居らんと欲する者は、これにその所を給い、これにその材を与う。」

3、周の王室は、大地を神として祭る大社を立てて、国土の鎮めとする。一旦事あつて軍を出す時に兵衆が此處に於いて軍勢を整えて出陣するのである。

就隆は、祈願所として常祷院を設けた。当院はもと一の井手椿谷にあって頽廃した名刹田辺山遍照寺の遍照堂を、一六五〇年（慶安三）金剛山麓に移して常祷院と呼び、武運長久を祈願した。

徳山府記

之東蕃邦之西周防國也郡有都濃
有德山徳山之盛治也領太縣數十矣
左長州在太路源海漲其前高山擁其後
遠極檜陰翠屏疊重其地廣闊其田上上
居民富庶閭閻樸地士人秀官清廉男事
男恭女事女功往者讓路耕者讓畔恬憺
無爲而如登春臺者

太守

元末

君

之教

其民

也行旅

皆悅

而願出

於其路矣

農夫

皆愧

而願耕於其野矣

者

太守之仁

其民

也棹歌朝唱商舶來

巨網

之曝漁舟躋者樂其市廛之利也楚國之
生蜀地之產無物不有此所謂陸海之
矣南山之尤秀者大島也橫互海之一方
萬皆是松檜樟樟之材蓋羨雲夢之富哉
黑髮之蔚蕙也仙島之森蔚也西南之壯

觀也其餘嵩嶼羅列，仍見之外洋乃三十
六灘也

方用防灘也

瀰漫浩汗不知西東發子

胥之憤溝揚陽侯之素波遠客之所悲也

篤工之所畏也西方侯伯之朝覲于東都

亦過於此矣是日也舳艤千里鼓聲驅幽

鯨帆影驚潛蛟南紀接豐之後州箭檣獄

嵯峨白雲常帶半腹望之如土峰四時之

雪此其景之遠者也近汀鳧雁之翔者木

上魚蝦之泳者春花秋卉之美也琳宮梵

宇之盛也跋涉于千里而所未見焉騷人

遊士之來于此拊抃呼笑無不躊躇矣瀨

海僻松也松間廟堂之深邃者熊野三山

之神也古者鄉有疫鬼官憂其厄禳之禳

之自後旱潦疾疫有求必應東川下流謂

水無川

俗曰省一無有貪婦家資無萬無所

凡所乞者曰皆無貪婦出於橋下洗懸鴟

目食後木木無禁況而去自是斬流云
汎交濟川百千步而出潺潺混混朝于海

二其名野上我

人多慚愧君奉

之不食後木木無禁況而去自是斬流云

矣三年也十六年四方之民偃僂提攜

居者幾千人今也欲來居者蓋之其所

與之其何嘗哉

夫守志孝其親可謂至矣孔子曰夫孝者

善繼人之志善述人之事者也其此之謂

乎三三三

寶永二年臘月之日破

命記其梗概臣氏長沼名食字玄珍常卷

者號也